

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後	現 行								
I・II 〔略〕 III 許可後の手続き 1. 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き (1) 〔略〕 (2) 注意事項 ①～③ 〔略〕 ④ 我が国又は「い地域①」を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等として付すことがあります。 ⑤・⑥ 〔略〕 2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き (1)・(2) 〔略〕 (3) 注意事項 ①～③ 〔略〕 ④ 役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」を仕向地として輸出される場合には、経済産業省から特に指示のあるものを除き、不要とします。 IV・V 〔略〕	I・II 〔略〕 III 許可後の手続き 1. 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き (1) 〔略〕 (2) 注意事項 ①～③ 〔略〕 ④ 我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等として付すことがあります。 ⑤・⑥ 〔略〕 2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き (1)・(2) 〔略〕 (3) 注意事項 ①～③ 〔略〕 ④ 役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地として輸出される場合には、経済産業省から特に指示のあるものを除き、不要とします。 IV・V 〔略〕								
別表1 貨物、仕向地及び提出書類	別表1 貨物、仕向地及び提出書類								
<table><tr><td>貨物</td><td>仕向地</td><td>提出書類</td><td>申請窓口</td></tr></table>	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口	<table><tr><td>貨物</td><td>仕向地</td><td>提出書類</td><td>申請窓口</td></tr></table>	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口						
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口						

[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	<u>い 地 域</u> <u>①</u>	A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	<u>「い 地 域①」及 び「い地 域②」</u>	B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	<u>い 地 域</u> <u>①</u>	A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	<u>い 地 域</u> <u>①</u>	A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	<u>「い 地 域①」及 び「は地 域①」</u>	B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	<u>「い 地 域①」及 び「り地 域」</u>	A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	<u>「い 地 域①」、「 い 地 域 ②」及び 「り 地 域」</u>	B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	<u>「い 地 域①」及 び「り地 域」</u>	A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	<u>「い 地 域①」及 び「り地 域」</u>	A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	<u>「い 地 域①」、「 は 地 域 ①」及び 「り 地 域」</u>	B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「ほ地域」</u>	B1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	<u>「い地域①」、「ほ地域」及び「り地域」</u>	B1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

輸出令別表第1の7の項(2)、(16)、(18)、 (22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))のいずれかに該当するもの	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

※1 [略]

輸出令別表第1の7の項(2)、(16)、(18)、 (22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))のいずれかに該当するもの	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

※1 [略]

(注1)～(注4) [略]

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)	<u>い地域①</u>	T A	経 済 産 業 局
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標	<u>い地域①</u>	T B 1	本省

(注1)～(注4) [略]

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経 済 産 業 局
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省

準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもの）に該当する貨物に係る技術（使用に係る技術を除く。）			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）若しくは（11）から（52）までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T A	経 済 産 業 局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物に係る技術（ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）	<u>い地域①</u>	T A	経 済 産 業 局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（2）に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T A	経 済 産 業 局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項（1）に掲げる技術であつ	<u>い地域①</u>	T A	経 済 産

準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもの）に該当する貨物に係る技術（使用に係る技術を除く。）			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）若しくは（11）から（52）までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経 済 産 業 局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物に係る技術（ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経 済 産 業 局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（2）に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経 済 産 業 局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項（1）に掲げる技術であつ	<u>「い地域</u>	T A	経 済 産

て、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術			業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号のへからヤまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物のうち、貨物	<u>い地域①</u>	T B 1	本省

て、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術	<u>①」及び「り地域」</u>		業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号のへからヤまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経 済 産 業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物のうち、貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省

等省令第3条第一号、第一号の二若しくは三又は第二号のいずれかに該当する貨物に係る技術			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げる技術	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1又は別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)を除く。)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)に限る。)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	TB2	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

等省令第3条第一号、第一号の二若しくは三又は第二号のいずれかに該当する貨物に係る技術			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TA	経済産業局
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1又は別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)を除く。)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TA	経済産業局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)に限る。)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TB2	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

外為令別表の１５の項の中欄に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表２の付表１・別表２の付表２ [略]

別表３ 国及び地域区分の対照表

仕向地・提供地 国・地域名	<u>い地域①</u>	[略]	ち地域	<u>[削る]</u>
アイスランド ～ タイ	[略]	[略]	[略]	<u>[削る]</u>
大韓民国	○	[略]		<u>[削る]</u>
台湾 ～ その他の地域	[略]	[略]	[略]	<u>[削る]</u>

別表４ 提出書類一覧

１. [略]

２. 【貨物（別表１に対応）】

提出書類A

[略]

注１：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。また、「２ 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「４ その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注２・注３ [略]

提出書類B １～提出書類F [略]

３. 【技術（別表２に対応）】

提出書類T A [略]

[略]

注：申請理由書の「２ 申請の理由」には、当該技術の用途及び取引の経緯を記載すること。「い地域①」以外を提供先国とするものであって、利用者が確定していない取引の場合にあっては、利用者として予定又は想定される

外為令別表の１５の項の中欄に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表２の付表１・別表２の付表２ [略]

別表３ 国及び地域区分の対照表

仕向地・提供地 国・地域名	<u>い地域①</u>	[略]	ち地域	<u>り地域</u>
アイスランド ～ タイ	[略]	[略]	[略]	
大韓民国		[略]		○
台湾 ～ その他の地域	[略]	[略]	[略]	

別表４ 提出書類一覧

１. [略]

２. 【貨物（別表１に対応）】

提出書類A

[略]

注１：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。また、「２ 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「４ その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注２・注３ [略]

提出書類B １～提出書類F [略]

３. 【技術（別表２に対応）】

提出書類T A [略]

[略]

注：申請理由書の「２ 申請の理由」には、当該技術の用途及び取引の経緯を記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を提供先国とするものであって、利用者が確定していない取引の場合にあっては、利用者として予定又

者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて再提供される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。 提出書類T B 1～提出書類T E [略] 別表 5・別表 6 [略] 別記 1～別記 5 [略] 様式 1～様式 2 4 [略]	は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて再提供される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。 提出書類T B 1～提出書類T E [略] 別表 5・別表 6 [略] 別記 1～別記 5 [略] 様式 1～様式 2 4 [略]
---	---